(書式1-1)

財産分与として一定の金員を給付する合意書

合 意 書

○○○○を甲、○○○○を乙として、甲乙間で次のとおり合意した。

- 第1条 甲乙は協議離婚することに合意し、乙において○○市役所に離婚届を提 出するものとする。
- 第2条 甲は乙に対し、離婚に伴う財産分与として、金〇〇〇万円の支払義務 のあることを認め、これを、下記のとおり支払う。

Asahi Chuo

記

- 1) 甲は金〇〇〇万円を本日支払い、乙はこれを受領した。
- (2) 甲は残金〇〇〇〇円を平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、乙名義の〇〇銀行〇〇支店の普通預金口座(口座番号〇〇〇〇〇〇) に振り込む方法により支払う。
- 第3条 甲が前項(2)記載の残金の支払を遅滞した場合には、甲は平成〇〇年〇〇月〇〇日から支払済みまで年〇割の割合による遅延損害金を付加して支払うものとする。

甲は、甲名義の現在甲乙が居住する土地建物の売却が前項(2)の定める期限より早く実現し売却代金を受領した場合には、前項(2)の定めにかかわらず、甲は上記売却代金を受領次第直ちに乙に対し上記残金を支払うものとする。

第4条 乙は平成〇〇年〇〇月〇〇日までに引越しを完了して、上記土地建物の

売却に支障のないようにするものとする。乙は上記土地建物内に残置した 衣類等の所有権を放棄し、甲において任意に処分することに異議ないもの とする。

第5条 甲乙は、本件離婚については本合意書に定める以外、相互に何ら債権債 務のないことを確認する。

以上の合意成立の証として、本合意書2通を作成し甲乙それぞれ記名押印の 上、各1通を所持するものとする。



 \angle

解説

(第1条、2条)

本文例は、協議離婚と伴に財産分与についても合意する場合のもの。尚、協議離婚の際、財産分与、慰謝料等を同時に決める必要はなく、離婚届だけ出して、それらについて後日協議することもある。

(第3条、4条)

財産分与を現金で処理するため、所有不動産の売却を予定している場合、及

